

～ 契約について 解答 ～

契約について、合っていると 思ったら○、違うと思ったら× で答えてみましょう！		○× どっ ち？	知っているようで、実は、ちゃんと知らない「契約」
1	契約が成立するのは、 お金を払ったときであ る。	×	契約が成立するのは「申込み」の意思表示と「承諾」の意思表示 が合意（合致）した時です。「これください」「いいですよ」こ れが契約成立した時です。ネット通販では商品を注文することが 申込みとなり、その後、承諾画面が表示されたり承諾メールが届 いたりすることで契約が「成立」します。
2	口約束だけでも契約は 成立している場合があ る。	○	契約は原則、口約束でも成立します。契約書はトラブルを防ぐた めのもので必ず必要という物ではありません。（書面を渡すこと が法律で決まっているものもあります。例：訪問販売・電話勧誘 販売・訪問購入・電話回線など電気通信サービス・住宅関連等）
3	お店で洋服を購入する ことは契約だ。	○	契約です。美容院で髪を切る。外食をする。映画を観る。コイン ロッカーに荷物を預ける。自動販売機で飲み物を買う。どれも契 約しています。
4	インターネットで「お 試し価格500円」の 健康食品を注文した。 翌月、同じものが届い た。契約していないか ら受け取り拒否でき る？	×	近年増加している相談です。「お試し」「初回特別価格」と謳っ ている業者の多くは、低価格で購入するために定期購入が条件と なっています。通信販売にはクーリング・オフ制度（契約解除） はなく、解約は事業者の規約に従うこととなります。注文する際 は定期購入か・今後の支払額・解約方法などをしっかり確認する 事が大切です。
5	契約書は、契約した後 にしっかり読むことが 大事だ。	×	大切なことほど小さい字で書かれている場合もあります。契約し た「後」ではなく、契約する「前」にしっかり読むことが重要で す。契約したという事は契約書の内容について「承諾した」とい う意思表示です。
6	口頭で聞いただけの説 明は契約内容に含まれ ない。契約書に書いて いなければ無効だ。	×	契約内容の条件には、契約書に書かれた内容だけでなく、口頭で 受けた説明も含まれます。口頭で受けた際はそれが契約書のどこ に書いてあるかを確認しておく必要があります。
7	バスや電車に乗る、病 院で診察を受けること は契約ではない。	×	契約です。洋服をクリーニングに出す。旅館に泊まる。介護ヘル パーを依頼する。有料アプリをダウンロードする。ネット通販を する。どれも契約しています。
8	「安くなります」と言 われ、「それは結構で す」と答えた。契約し た？	○	「結構」という言葉は「それ以上必要がない時やもういら ない時」も「それで良い時や満足な時」も使える言葉です。「あいま い言葉」はトラブルを呼びます。「いらない」「必要ない」を使 いましょう。
9	認知症の人や、未成年 者がした契約でも1度 契約したら取り消せな い。	×	未成年が親（親権者）の同意を得ないで契約したものは「未成年 者取消し権」を行使することで取消しができます。認知症や精神 的障がいがある人は「成年後見制度」で取消しができます。医師 から認知症の診断が出ているだけでも取消しができたり、その後 の勧誘を断ることができます。
10	「帰りたい」「時間が ない」と言っても帰し てくれず、仕方なく契 約した。取り消せる？	○	困らせた、勘違いさせた、本当のことを言わなかった、言ったよ うにならなかった、不安にさせた、このような形で契約した場合は 「取消しができる」と消費者契約法では決まっています。が、 実際は言った言わないになることが多いです。その場の雰囲気 に流されず、強い気持ちで「契約しない」と伝えることがトラブル を防ぐことの基本です。